

各 課 長
各出先機関の長 殿

土 木 部 長

建設副産物の処理及び再生資材等の利用についての一部改正（通知）

このことについて、平成18年6月27日付け建技第293号により、建設リサイクルの推進を図っているところですが、建設発生土の工事現場からの搬出について、実態にあわせて下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

1 対象工事

令和3年9月15日以降に発注する工事で、建設副産物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物等の建設廃棄物及び建設発生土等）を搬出する工事、及び再生砕石、再生アスファルト混合物、建設発生土、建設汚泥処理土を搬入する工事を対象とする。

2 建設副産物の処理及び再生資材等の利用について

建設副産物の処理及び再生資材等の利用にあたっては、「資源の有効な利用の促進に関する法律（ラージリサイクル法）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「建設副産物適正処理推進要綱」及び「リサイクル原則化ルール」等の各種法令、要綱等に基づき、資源の有効な利用及び適正な処理を図るものとする。

（1）建設副産物の工事現場からの搬出

1）コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、経済性にかかわらず、再資源化施設へ搬出する。

2）建設発生木材（伐木・除根材を含む）の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、経済性にかかわらず、原則として再資源化施設へ搬出する。ただし、工事現場から50キロメートルの範囲内に再資源化施設がない場合、または以下の①および②の条件を共に満たす場合には、再資源化に代えて縮減（焼却）を行ったうえで最終処分することができる。

- ① 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合
 - ② 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合
- 3) 建設汚泥の工事現場からの搬出
- 建設工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、経済性にかかわらず、原則として以下の①～③のいずれかの方法をとる。
- ① 建設汚泥処理土として再生利用させるため、「他の建設工事現場」や「将来土地利用が図られる場所（港湾埋立地等）」に搬出する（搬出元の工事現場または搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合に限り）
 - ② 他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用させるため、再資源化施設に搬出する
 - ③ 製品化させる（建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる）ため、再資源化施設に搬出する
- ただし、①、③において工事現場から50キロメートルの範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設がない場合、②において再資源化施設を経由した他の建設工事現場までの運搬距離の合計が50キロメートルを越える場合、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合には、縮減（脱水等）を行ったうえで最終処分することができる。
- 4) 建設発生土の工事現場からの搬出
- ① 建設発生土については、極力工事現場内での減量化を図る。
 - ② 工事現場内で利用できない場合は、経済性にかかわらず、当該発生現場から原則として50キロメートルの範囲内で受け入れる「他の建設工事現場」や「将来土地利用が図られる場所（港湾埋立地等）」に搬出する。
- なお、「他の建設工事現場」等の搬出先については、建設発生土情報交換システムや公共工事土量調査システムを活用するなど、公共工事等における建設発生土の需給調整に努める。
- ③ 上記②により難しい場合は、ストックヤードへ運搬する。
- 5) 建設工事に伴い発生した建設混合廃棄物を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、経済性にかかわらず、原則として再資源化施設や選別できる施設へ搬出する。
- 6) 廃プラスチック等その他の建設廃棄物についても、再資源化施設への受入が可能な場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。また、再資源化施設への受入が不可能な場合は、最終処分場において適正に処分するものとする。
- 7) 建設副産物を搬出する指定処理先や運搬距離等の条件については、特記仕様書等に明示するとともに、再資源化等に必要な費用を適正に工事費に計上する。
- また、建設汚泥または建設発生土を「他の建設工事現場」等へ搬出する場合における運搬費及び敷均し費用については、その利用内容等を踏まえ、工事間で調整する。
- なお、建設廃棄物については、適正に再資源化されていることが確認できる書類（マニフェスト等）の提示を求めるとともに、元請業者が運搬、処理を委託した場合は、許

可を有する処理業者との委託契約書の提示を求めるものとする。

(2) 再生資源の利用

1) 再生骨材等の利用

構造物の基礎材、埋戻材、裏込材、仮設材等及び車道舗装の下層路盤材、歩道舗装の路盤材については、工事現場から40キロメートルの範囲内に再生骨材等を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則としてコンクリート及びアスファルト・コンクリートの再生骨材等を利用する。ただし、再生骨材等の入手が困難な場合は、新材を利用できる。

なお、品質基準は「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別暫定品質基準」(案)並びに「プラント再生舗装技術指針」によるものとする。

2) 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から40キロメートルおよび運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

3) 建設発生土および建設汚泥処理土の利用

① 工事現場から50キロメートルの範囲内に建設発生土または建設汚泥(建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合)を搬出する他の建設工事がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用する。

② 上記①により難しい場合で、当該発生現場から50キロメートルの範囲内にストックヤードまたは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合は、ストックヤードの建設発生土もしくは再資源化施設で製造された建設汚泥処理土を利用する。

③ 指定する搬入先等の条件については、特記仕様書等に明示するとともに、搬入に必要な費用を適正に工事費に計上する。なお、運搬費及び敷均し費用については、その利用内容等を踏まえ、工事間で調整する。

④ 上記①②により難しい場合は、購入土を使用するものとする。

3 その他の注意事項

(1) 建設汚泥を建設資材(土質材料等)として盛土等に再生利用する場合は、「建設汚泥処理土利用技術基準」を適用することを特記仕様書に明示するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法規を遵守し、特に生活環境の保全に留意すること。

(2) 建設発生土においても、含水率が高く粒子の微細な泥状の掘削物(標準ダンプトラックに山積みできず、その上を人が歩けない状態のもの)については、汚泥として取り扱うこと。

(3) 建設廃棄物を工事現場内で処理する場合は、事業課及び建設技術企画課技術指導係と協議すること。